

「休日預かり事業」利用のご案内

日曜日、祝日に仕事や家庭の都合でお子様を保育することが出来ない場合に、一時的にお子様を預かり、保育を行う「休日預かり事業」を利用することができます。困ったときは、気軽にご利用ください。

● **実施場所** 社会福祉法人敬仁会 ババール園
(倉吉市山根 425-3 電話：0858-26-0211)

● **利用方法** 条件により下記の①、②いずれかになります。

①一時預かり（休日、祝日）

(対象児童) 以下の条件を全てみたす児童

- ・倉吉市内に住所がある。
- ・利用する日に生後2か月から、小学校就学前まで。

(利用料金) 2,500円/日(生活保護世帯は無料)

(利用できる場合) 保護者の就労、ボランティア活動、病気、出産、冠婚葬祭、家族の看護、学校等の行事参加などで、家庭での保育が一時的又は断続的に困難な場合

(利用可能時間) ババール園の開所時間

②休日保育

(対象児童) 以下の条件を全てみたす児童

- ・倉吉市内に住所がある。
- ・利用する日に生後2か月から、小学校就学前まで。
- ・2号または3号認定を受けている
- ・保護者のいずれもが日曜日、もしくは祝日に就労している

(保護者の方全員の就労証明書が必要となります)

(利用料金) 保育所等の通常利用の一部となりますので、別途保育料はかかりません。ただし、保育所等の利用日数は週最大6日となりますので、休日保育として利用された場合、月～土曜日のうち利用しない日が1日必要となります。

(利用可能時間) 認定の範囲内(標準時間または短時間)

※①、②いずれの場合も三朝町・湯梨浜町・北栄町にお住まいの方も利用できます。
ただし、各町により利用対象児童などが異なりますので、事前に各町役場の担当窓口にご確認ください。

●準備していただくもの

- ・着替え ・弁当(離乳食) ・おしぼりタオル ・手拭きタオル(1枚)
- ・歯ブラシ ・掛布団、敷布団(1組) ・汚れ物入れ(ナイロン袋3枚)
- ・食事用エプロン(必要に応じて) ・おむつ又は紙おむつ(必要に応じて)
- ・おしりふき(必要に応じて)

※お子さまのすべての持ち物に名前を書いてください。

※使用済みのおむつ はご家庭へ持ち帰りとなります。

利用手順、ご連絡先は裏面をご覧ください

● 利用手順

① 一時預かり（休日、祝日）

【利用申込】 利用したい日の 1週間前までに、ババール園に直接利用申請書を提出してください。（申請の際に、子どもの状況を聞き取りされます。）

※急きょ休日保育の利用が必要になった場合、空き状況によっては利用していただくことが可能です。

※2回目以降の場合、利用したい日の1週間までにババール園へ直接連絡し、利用の申し込みをしてください。

【利用】 ババール園に登園してください。

【料金支払】 ババール園に料金の支払をしてください。

② 休日保育

【登録】 事前に、倉吉市子ども家庭課へ利用申請書、休・祝日の就労を証明する書類を提出してください。

【決定】 申請内容を審査し、利用決定通知書を送付します。

※休日保育の利用登録になりますので、実際の利用される日の予約については、別途ババール園へ申し込みが必要となります。

【利用申込】 利用したい日の1週間前までにババール園へ利用申し込みをして下さい。

※急きょ休日保育の利用が必要になった場合、空き状況によっては利用していただくことが可能です。

※2回目以降の場合、利用したい日の1週間までにババール園へ直接連絡し、利用の申し込みをしてください。

【利用当日】 利用決定通知書を持ってババール園へ登園してください。

就労状況やご家庭の状況をもとに利用調整を行い、より保育の必要性が高いと考えられる子どもが優先的に保育を利用できるよう調整を行います。

● お問合せ先

【倉吉市】子ども家庭課（電話）22-8100 【三朝町】町民課（電話）43-3505

【湯梨浜町】子育て支援課（電話）35-5325

【北栄町】教育総務課子育て支援室（電話）37-5870